

公訴時効の性質については、各説があるが、一般に長期にわたって提起されない状況が続いた事実状態を尊重し、併せて証拠の散逸によって生ずる誤判を防止するため法が特に追訴を許さないとした制度と説明されている（土本武司「刑事訴訟法要義」206ページ）。

- (2) 不法投棄罪は、廃棄物をみだりに投棄した時点で犯罪行為が終了し、当該時点が公訴時効の起算点となる。したがって、本件不法投棄が平成5年当時に行われた以上、当該犯罪行為については、既に公訴の時効が完成しているものと解する。（平13.11.29〇県照会）

第10節 立入検査等

（立入検査によるダイオキシン類の測定）

問526 焼却施設の立入検査によってダイオキシン類を測定する権限はあるのか。

答526 法第19条の立入検査の規定が適用されるので、ダイオキシン濃度に係る維持管理基準の遵守について検査を行うことは差支えない。（平9.10.3国主催法施行令改正打ち合わせ会）

（産業廃棄物処理を行う市町村の事業者に対する検査等）

問527 産業廃棄物処理施設を市町村が設置した場合には、当該施設に処理を委託する事業者に対して、市町村長がその工場又は事業場に立入検査を行うことができるか。また、必要な報告の徴収を求め得るか。

答527 市町村長は、立入検査を行うことはできない。また、法第18条に基づいて報告を徴収することはできないが、処理業務の委託に際しての契約に基づいて必要な報告を求めることはできる。

なお、一般廃棄物を提出する事業者に対しては、法第18条に基づいて報告を徴収することができることは、いうまでもない。（昭47.1.10環整2問14）

（最終処分場への立入）

問528 最終処分場に管理者等関係者が不在の場合、立入することは違法か。

答528 関係人に対する身分証明書の提示が規定されているところであり、何ら断りもなく立入することは違法であり、立会人あるいは事前承認が必要である。

（参考）

緊急性あるいは不適正処理に係る証拠の隠滅等、身分証明書の提示が困難であるという合理的な理由がなければ、刑法に規定する不法侵入の判断もされかねない。（平10.11.25本県聴取）

（立入検査の範囲）

問529 廃棄物処理法第19条に規定する立入検査の範囲について、次のとおり疑義が生じたのでご教示願いたい。

相談事案

- ・産業廃棄物処理業（収集運搬、処分）の許可を有するA社は、平成9年頃自社の境界続きである他人の土地に、廃プラスチック類等を不法に埋立てたとして、元従業員（下請け業者）から通報があった。

- ・当該不法投棄されたとする土地は、地権者が2名おり、1名の土地所有者からは、不法投棄を確認するため土地を掘削する承諾を得て試掘を行ったところであるが、廃棄物は確認できなかった。
 - ・もう一方の土地所有者の敷地は、面積的にも大きく、廃棄物の確認のために試掘の承諾を求めているが、なかなか承諾が得られず、ここに来て、土地所有者が変更するなど、試掘の条件が整わない状況にある。
(A社が土地所有者と共謀し、試掘阻止に動いていることが予想される。)
 - ・なお、18条報告では、A社は廃棄物を埋めた事実はあるとしているが、あくまでも、会社として関わっていないとしている。
- (1) 不法投棄された土地所有者に、不法投棄された廃棄物の有無を確認するため、土地の試掘の承諾を要請したが拒否された場合、何らかの証拠に基づき試掘できる方策の有無。
- (2) 廃棄物処理法第19条に基づく立入検査の範囲に、不法投棄の有無を確認するための試掘の実施が含まれるか。

例えば、試験の用に供する廃棄物を収去するための試掘として行うことが可能か。

答529 (1) 法第19条第1項は、産業廃棄物処理施設のある土地への立入検査等については規定しているところ、政令第7条第14号に掲げる産業廃棄物の最終処分場については、無許可で設置された施設も含まれることから、法施行に必要な限度において、当該土地に対し、立入検査等を行うことは可能である。

本件については、不法投棄の事実がほぼ確実であることから、当該土地を産業廃棄物処理施設のある土地に該当することとして、立入検査を行うことができる。

もとより、法第19条第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないし、また、本権限は、立入検査拒否、妨害及び忌避について罰則を設け、刑罰による間接強制によって担保する趣旨であることに照らし、相手方が拒否した場合にその抵抗を排除してまで実施することは許されない。

(2) 不法投棄の事実が客観的に明らかでなく単に投棄の疑いが認められたにすぎない場合には、法第19条に基づく立入検査を行うことはできない。(平13.11.5N県照会)

(黒幕規定適用の確認のための報告聴取)

問530 法第15条の3の規定に基づく取消しを行う前提として、設置会社の役員、株主等の法第7条第3項第4号ニ(黒幕規定)の該当性又は経理的基礎の有無を確認するため、設置者に法第18条に基づく報告を求めることができるか。

その場合、上記内容に係る事実(設置会社の株主構成、貸借対照表、損益計算書等)の報告を求めることは、法第18条第1項の「産業廃棄物処理施設の維持管理に関し必要な報告」に該当すると解してよろしいか。

答530 貴見のとおり解して差支えない。(平13.12.6A県照会)